

下水道用機械・電気設備工事

一般仕様書

市 原 市

目 次

第1章 総 則

第1節 共通事項

第101条 適 用	1
第102条 用語の定義	1
第103条 設計図書の照査等	3
第104条 工程表の提出	4
第105条 機器製作計画書	4
第106条 施工計画書	5
第107条 製作図、施工図等	5
第108条 CORINSへの登録	5
第109条 監督職員	6
第110条 工事監理業務の担当技術者.....	6
第111条 工事用地等の使用	6
第112条 工事の着手	7
第113条 工事の下請負	7
第114条 施工体制台帳	7
第115条 受注者相互の協力	8
第116条 調査・試験に対する協力	8
第117条 工事の一時中止	9
第118条 設計図書の変更	9
第119条 工期変更	9
第120条 支給材料及び貸与品	10
第121条 工事現場発生品	10
第122条 建設副産物	10
第123条 工事材料の品質	11
第124条 監督職員による検査及び立会等	12
第125条 工事完成検査	12
第126条 出来形検査等	13
第127条 中間検査	13
第128条 部分使用	13
第129条 施工管理	14

第130条	履行報告	14
第131条	工事関係者に対する措置請求	15
第132条	工事中の安全確保	15
第133条	爆発及び火災の防止	18
第134条	後片付け	18
第135条	事故報告書	19
第136条	環境対策	19
第137条	文化財の保護	20
第138条	交通安全管理	20
第139条	施設管理	21
第140条	諸法令等の遵守	22
第141条	官公庁等への手続き等	22
第142条	施工時期及び施工時間の変更	23
第143条	現地調査	23
第144条	提出書類	23
第145条	創意工夫	24
第146条	不可効力による損害	24
第147条	特許権等	24
第148条	保険の付保及び事故の補償	25
第149条	工事用電力及び用水	25
第150条	受注者の費用負担	25
第151条	工事施工中の疑義	26
第152条	他の仕様書等の適用	26
第153条	耐震対策	26
第154条	臨機の措置	26
第155条	公共工事等における新技術活用の促進	26
第156条	火災保険等	27
第157条	市内企業の活用等	27
第158条	ワンデーレスポンス	27

第2章 製作・施工

第1節 機械設備工事

第201条 使用条件等	28
第202条 塗装	28
第203条 他の仕様書等の適用	29

第2節 電気設備工事

第204条 盤製作共通事項	30
第205条 補足施工基準	30
第206条 盤据付方向	31
第207条 他の仕様書等の適用	31

付 記

別表-1 提出書類一覧表	34
別表-2 工事完成図書類内訳表	37

第1章 総 則

第1節 共通事項

(適用)

第101条 下水道用機械・電気設備工事一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）は、市原市が発注する下水道事業の機械・電気設備工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

- 2 受注者は、一般仕様書の適用に当たっては、市原市建設工事検査規程（以下「検査規程」という。）及び市原市建設工事監督職員の執務に関する規程（以下「監督規程」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。
- 3 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この一般仕様書に優先する。
- 4 特記仕様書、図面又は一般仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字等が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
- 5 受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督職員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書第27条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。
- 6 設計図書は、SI単位を使用するものとする。SI単位については、SI単位と非SI単位とが併記されている場合は（ ）内を非SI単位とする。
- 7 契約書の第1条第1項に規定する仕様書とはこの仕様書をいう。ただし、特に定める事項については特記仕様書に明記するものとする。

(用語の定義)

第102条 この仕様書において次の各号の掲げる用語の定義は、次による。

- (1) 監督職員とは、監督規程に基づき当該工事を担当し、設計図書に基づいて工事が完全に施工されるよう監督し、受注者に対する指示、承諾、協議、通知、提出、提示、立会い、確認、報告を行う者をいい、発注者が受注者に通知した総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
- (2) 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
- (3) 設計図書とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (4) 仕様書とは、各工事に共通する一般仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
- (5) 特記仕様書とは、一般仕様書を補足し、工事の施工に関する詳細又は工事に固有の技術的要素を定める図書をいう。
- (6) 一般仕様書とは、設備工事の品質、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定められた内容を盛り込み作成したものをい

う。

- (7) 現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して、発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
- (8) 質問回答書とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (9) 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。
- (10) 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
- (11) 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者又は監督職員と受注者が書面により同意することをいう。
- (12) 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (13) 提出とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (14) 提示とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- (15) 報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。
- (16) 通知とは、発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
- (17) 連絡とは、監督職員と受注者又は現場代理人の間で、契約書第 19 条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- (18) 納品とは、受注者が監督職員に成果品を納めることをいう。
- (19) 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。
- (20) 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。
- (21) 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を「工事記録写真作成要領」に基づき撮影したものをいう。
- (22) 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。
- (23) 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。
- (24) 契約関係書類とは、契約書第 9 条第 5 項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。

- (25) 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。
- (26) 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。
- (27) 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類及び工事完成図書をいう。
- (28) 確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員又は受注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- (29) 立会いとは、契約図書に示された事項について、監督職員が臨場し、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- (30) 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
- (31) 工事検査とは、検査職員が契約書第 32 条、第 38 条又は第 39 条に基づいて給付の完了の確認及び検査規程に基づく検査を行うことをいう。
- (32) 検査職員とは、検査規程に基づき、工事検査を行うために発注者側が定めた者をいう。
- (33) 中間検査とは、検査規程に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。
- (34) 同等以上の品質とは、仕様書で指定する品質、又は仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質、又は監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
- (35) 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- (36) 工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。
- (37) 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
- (38) 工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。
- (39) 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
- (40) 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
- (41) 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。
- (42) 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所並びに設計図書で明確に指定される場所をいう。
- (43) 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
- (44) SI とは、国際単位系をいう。
- (45) JIS 規格とは、日本産業規格をいう。

（設計図書の照査等）

第 103 条 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、基準類等で市販・公開されているもの

については、受注者が備えなければならない。

- 2 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第 19 条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。

- 3 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を、監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。
- 4 受注者は契約書の写し、設計図書及び工事に必要となる図書を工事現場に備えるものとする。

（工程表の提出）

第 104 条 受注者は、契約書第 3 条に従って工程表を別に定める様式に基づき作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、工事着手に先立ち、実施工程表を作成し監督職員の承諾を受けなければならない。なお、監督職員が指示した場合は、細部の実施工程表を提出しなければならない。
- 3 受注者は、実施工程表に変更の必要が生じ、その内容が重要な場合は、速やかに変更実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けなければならない。
- 4 受注者は、現場工事期間中、工事週報を作成し、毎週末に監督職員に提出しなければならない。ただし、簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て作成を省略することができる。

（機器製作計画書）

第 105 条 受注者は、機器等を設計・製作するに当たり、その設計内容を十分理解した上で、設計図書が要求する品質を保証する機器製作計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、機器製作計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は、簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部又は全部を省略することができる。

（1）工事概要

（2）機器等製作組織表（各部門の機能分担と責任範囲の権限を記載する。）

（3）実施工程表

（4）機器製作図の作成要領

（5）品質管理（工程管理、設計管理、購入機器管理、検査・試験、検査・測定及び試験装置の管理、品質管理記録の作成・保管等を含む。）

（6）機器承諾図作成チェックシート

(施工計画書)

第106条 受注者は、現場着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についてまとめた施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

2 受注者は、施工計画書を遵守して工事の施工に当たらなければならない。

3 受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

(1) 工事概要

(2) 現場組織表

(3) 実施工程表

(4) 安全管理

(5) 施工方法（使用機械、仮設計画、機器搬出入計画、工事用地等を含む。）

(6) 施工管理（工程管理、施工承諾図の管理、主要資機材の管理等を含む。）

(7) 品質管理

(8) 出来形管理

(9) 写真管理

(10) 現場施工の確認（施工管理シート等による確認。）

(11) 緊急時の体制及び対応

(12) 交通管理

(13) 環境対策

(14) 現場作業環境の整備

(15) 耐震対策

(16) 官公庁等への届出等の一覧

(17) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

(18) その他

4 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く。）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

5 受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

(製作図、施工図等)

第107条 受注者は、機器設計製作図、機器設計製作仕様書、施工図、見本等について、施工に先立ち監督職員に提出して承諾を受けなければならない。

(CORINSへの登録)

第108条 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の建設工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実

績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は竣工検査後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更時と完成時の間が 10 日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

（監督職員）

第 109 条 当該工事における監督職員の権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項である。

2 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

（工事監理業務の担当技術者）

第 110 条 受注者は、設計図書で発注者が委託した工事監理業務の担当技術者（以下「担当技術者」という。）の配置が明示された場合には、以下の各号によらなければならない。なお、委託先及び担当技術者については、監督職員から通知するものとする。

(1) 受注者は、担当技術者が監督職員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

(2) 担当技術者は、契約書第 9 条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する指示又は通知等を担当技術者を通じて行うことがある。また、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、担当技術者を通じて行うことができる。

（工事用地等の使用）

第 111 条 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

2 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び機器組立

て作業用地等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の借地等をいう。

- 3 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
- 4 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。
- 5 発注者は、第1項に規定した工事用地等について、受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
- 6 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

（工事の着手）

第112条 受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り工事開始日後速やかに工事に着手しなければならない。

（工事の下請負）

第113条 受注者は、工事の一部を下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき、総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負人が市原市入札参加資格者名簿（建設工事部門）に登録された者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

（施工体制台帳）

第114条 受注者は、その一部を下請負に付したときは、市原市建設工事適正化指導要綱（以下「指導要綱」という。）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

- 2 第1項の受注者は、指導要綱に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、「建設業法」又は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。
- 3 第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負人を含む。）及び受

注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場において、工事名、工期及び所属会社名の入った名札等を着用させなければならない。

- 4 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

（受注者相互の協力）

第115条 受注者は、契約書第2条の規定に基づき、隣接工事又は関連工事の受注業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

（調査・試験に対する協力）

第116条 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。

- 2 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる事項を行わなければならない。また、工事完成後においても同様とする。

（1）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

（2）調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

（3）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

（4）対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

- 3 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

- 4 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工事完成後においても同様とする。

- 5 受注者は、当該工事が低入札価格調査基準額を下回る価格で落札した工事である場合は、次に掲げる措置をとらなければならない。

（1）受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容のヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

（2）第106条に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

- 6 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。また、受注者は、調査・試験等の成果を発表す

る場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

（工事の一時中止）

第117条 発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第154条（臨機の措置）の規定により、受注者は、適切に対応しなければならない。

（1）埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適切又は不可能となった場合

（2）関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行が不適切と認めた場合

（3）工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適切又は不可能となった場合

（4）第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認めた場合

2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。

3 前各項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

（設計図書の変更）

第118条 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

（工期変更）

第119条 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条及び第44条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。

2 受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

3 受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部又は一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

- 4 受注者は、契約書第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
- 5 受注者は、契約書第 23 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

- 第 120 条 受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第 15 条第 8 項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
 - 3 受注者は、完成届までに、支給品清算書を、監督職員に提出しなければならない。
 - 4 受注者は、契約書第 15 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を、使用予定日の 14 日前までに監督職員に提出しなければならない。
 - 5 契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。引渡場所からの積み込み、荷卸しを含む運搬に係る費用は受注者の負担とする。
 - 6 受注者は、契約書第 15 条第 9 項の規定に基づき支給材料又は貸与品を返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。また、返還に要する費用は受注者の負担とする。
 - 7 受注者は、支給材料又は貸与品の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
 - 8 受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。
 - 9 支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

(工事現場発生品)

- 第 121 条 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、前項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
 - 3 受注者は、前各項以外の現場発生品を自らの責任と費用で処分しなければならない。

(建設副産物)

- 第 122 条 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、

設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事に当たっては、監督職員の承諾を得なければならない。

- 2 受注者は、建設発生土及び建設廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等）等の建設副産物の取扱いに当たっては、「建設リサイクル推進計画 2020（国土交通省）」、「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」、「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」「建設発生土管理基準」に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資材の利用を図らなければならない。
- 3 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」等を遵守しなければならない。
- 4 受注者は、「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、建設資材の利用又は建設副産物の発生・排出の有無にかかわらず、請負金額 100 万円以上の工事について、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各 1 部提出しなければならない。また、最終請負金額が 100 万円以上の工事について、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を工事完成後五年間保存しておかなければならない。

なお、各書類は、特記仕様書等により、別途システムを利用し適正に登録・作成しなければならない。

- 5 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく対象建設工事を請け負う場合は、事前説明（法第 12 条）、請負契約書への記載（法第 13 条）、分別解体等及び再資源化等の実施（法第 9 条及び第 16 条）、完了報告（法第 18 条）等により、分別解体等及び再資源化等を実施しなければならない。

（工事材料の品質）

第 123 条 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。なお、JIS 規格品のうち JIS マーク表示が認証され JIS マーク表示がされている材料・製品等（以下、「JIS マーク表示品」という）については、JIS マーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

- 2 契約書第 13 条第 1 項に規定する「中等の品質」とは、JIS 規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。
- 3 受注者は、工事に使用する機器及び材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において、整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、遅滞なく提出するとともに、検査時に提示しなければならない。
- 4 設計図書において事前に監督職員の確認を受けるものと指示された機器及び材料の使用に

当たっては、その外観及び品質証明書を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、検査を受けなければならない。

- 5 機器等の製作工場等において製品検査を行う場合は、あらかじめ「製品（工場）検査執行について」に検査要領書等を添えて監督職員に提出し、協議しなければならない。

（監督職員による確認及び立会等）

第124条 受注者は、設計図書に従って、監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめその内容、日時等を記載した立会願を監督職員に提出しなければならない。

- 2 監督職員は、必要に応じ、工事現場又は製作工場において立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
- 3 受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。なお、監督職員が製作工場において検査を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。
- 4 監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合は、この限りではない。
- 5 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認に合格した場合にあっても、契約書第17条及び第28条に規定する義務を免れないものとする。
- 6 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
 - (1) 受注者は、設計図書に定められた工種及び監督職員の指示した工程の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。
 - (2) 受注者は、事前に段階確認に係る報告（工種、予定時期、確認する事項等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
 - (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、完成届の提出までに監督職員へ提出しなければならない。
 - (4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工部分の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
- 7 監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

（工事完成検査）

第125条 受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成届を監督職員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、工事完成届を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件を全て満たさなくてはならない。
 - (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示される全ての工事が完成していること。

- (2) 契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、検査試験成績書、施工図及び施工管理記録等の資料の整備が全て完了していること。
- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
- 3 発注者は、工事検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
- 4 検査職員は、検査規程に基づき検査を行うものとする。
- 5 検査職員は、手直しの必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて手直しの指示を行うことができるものとする。
- 6 受注者は、当該工事検査に当たっては、第 124 条第 3 項の規定を準用する。
- 7 受注者は、あらかじめ社内検査を行い、監督職員に状況を報告する。

(出来形検査等)

- 第 126 条 受注者は、契約書第 38 条第 3 項の部分払の確認の請求を行った場合、又は契約書第 39 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係る検査を受けなければならない。
- 2 受注者は、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。
 - 3 検査職員は、検査規程に基づき検査を行うものとする。
 - 4 受注者は、検査職員の指示による手直しについては、前条第 5 項の規定に従うものとする。
 - 5 受注者は、当該出来形検査に当たっては、第 124 条第 3 項の規定を準用する。
 - 6 発注者は、出来形検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
 - 7 受注者は、契約書第 35 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定請求書及び工事履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

(中間検査)

- 第 127 条 受注者は、設計図書において中間検査対象工事と定められた工事について、検査規程及び中間検査実施細目に基づく、中間検査を受けなければならない。
- 2 中間検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。
 - 3 中間検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は受注者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を監督職員を通じて事前に通知するものとする。
 - 4 検査職員は、検査規程及び中間検査実施細目に基づき検査を行うものとする。
 - 5 受注者は、当該中間検査に当たっては、第 124 条第 3 項の規定を準用する。

(部分使用)

- 第 128 条 発注者は、契約書第 34 条の規定に基づき、受注者の承諾を得て部分使用できるも

のとする。

- 2 受注者は、発注者が前項の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む。）の後に、原則として中間検査を受けるものとする。

（施工管理）

第129条 受注者は、工事の施工に当たっては、施工計画書に示される作業手順に従って施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

- 2 監督職員は、以下の各号に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

- (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
- (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
- (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合

- 3 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができるものとする。

- 4 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

- 5 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

- 6 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

- 7 受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。

- 8 受注者は、設計図書、実施工程表、施工計画書、施工図等により施工管理を行い、その記録及び関係書類を受注者の責任と費用により直ちに作成、保管し、完成届の提出までに監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

（履行報告）

第130条 受注者は、契約書第11条及び監督規程第12条第3項の規定に基づき、工事履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、機器製作進捗月報及び工事進捗月報を、工事履行報告書と併せて提出しなけれ

ばならない。

- 3 前2項の書類は、簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て全部又は一部の作成を省略することができる。

(工事関係者に対する措置請求)

第131条 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(工事中の安全確保)

第132条 受注者は、「土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課監修）」、「建設機械施工安全技術指針（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課監修）」、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、「JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）」、「建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）」等を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

(参考) 墜落防止の措置（土木工事安全施工技術指針、第2章安全措置一般第5節墜落防止の措置から抜粋）

1. 足場通路等からの墜落防止措置

- (1) 高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、足場を組立てる等の方法により安全な作業床を設け、手摺には必要に応じて中さん、幅木を取付けること。
- (2) 作業床、囲い等の設置が著しく困難なとき、又は作業の必要上から臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、作業員に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じること。
- (3) 高さ2m以上の作業床設置が困難な箇所で、フルハーネス型の墜落制止用器具を用いて行う作業は、特別教育を受けたものを行うこと。
- (4) 足場及び鉄骨の組立、解体時には、要求性能墜落制止用器具が容易に使用出来るよう親綱等の設備を設けること。
- (5) 足場等の作業床は、日常作業開始前及び必要に応じ点検し保守管理に努めること。この際に、工事の進捗、現場条件等により変化していく工事現場においては、日々、該当する場所、作業の種類等に応じて適切な方法を取り、安全確保を図ること。
- (6) 通路の主要な箇所には、安全通路であることを示す表示をすること。
- (7) 坑内あるいは夜間作業を行う場合には、通路に正常の通行を妨げない範囲内で必要な採光又は照明設備を設けること。
- (8) 通路面は、つまずき、滑り、踏み抜き等の危険がない状態に保持すること。

2. 作業床端、開口部からの墜落防止措置

- (1) 作業床の端、開口部等には、必要な強度の囲い、手摺、覆い等を設置すること。
 - (2) 囲い等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、安全確保のため防網を張り、要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じること。
 - (3) 床上の開口部の覆い上には、原則として材料等を置かないこととし、その旨を表示すること。
 - (4) 柵、覆い等をやむを得ず取りはずして作業をする場合には、当該場所への関係作業員以外の立入を禁止する標識を設置し、監視員を配置すること。また、取りはずした囲い等は、作業終了後直ちに復旧すること。
3. 掘削作業における墜落防止措置 ～省略～
 4. ロープ高所作業における墜落防止措置 ～省略～
 5. 作業員に対する措置
 - (1) 新規に入場した作業員に対しては、当該現場の墜落危険箇所及び墜落のおそれのある作業について、事前に安全教育を実施すること。
 - (2) 墜落防護工の無断取りはずしの禁止について教育し、監督指導すること。
 - (3) 要求性能墜落制止用器具等保護具の保管管理について指導すること。
 - (4) 高所作業に従事する作業員については、年齢、体力等に配慮し、特に健康状態を確認して配置すること。

- 2 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- 3 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。
- 4 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上・地下の既設構造物等に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
- 5 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係る全ての架空線等上空施設の現場調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。
- 6 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
- 7 受注者は、稼働中の施設内工事である場合は、安全確保・事故防止対策を講じるとともに、以下のことを実施しなければならない。
 - (1) 酸欠等のおそれのある既設人孔その他の地下構造物等に入入りする場合、有毒ガス、酸素欠乏空気等の有無を事前に調査し、退避計画の作成を行うこと。
 - (2) 焼却炉、炭化炉又は薬品やガス使用施設等に隣接する場合、当該施設を事前に調査し、運転中の事故に備えた退避計画の作成を行うこと。
- 8 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

- 9 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。
- 10 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
- 11 受注者は、現場着手後、原則として作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て、以下の各号から選択し、定期的に作業員全員参加による安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。
 - (1) 安全活動のビデオ等資格資料による安全教育
 - (2) 当該工事内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該工事現場で予想される災害対策訓練
 - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全に対する訓練等として必要な事項
- 12 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。
- 13 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示する。
- 14 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係機関及び関係者と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
- 15 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
- 16 監督職員が、「労働安全衛生法」第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
- 17 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
- 18 受注者は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。
- 19 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等の存在が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。
- 20 受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物件等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。
- 21 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に

連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。

22 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上、施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工に当たっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。浸水等の水害被害が予想される工事現場では、急激な増水・気象変化に対し迅速に対応できる事故防止対策・退避計画を作成すること。

23 受注者は、災害の発生が予想される場合に関し、以下のことを実施しなければならない。

- (1) 浸水等の発生が予想される工事現場では、梅雨、台風等の時期以前に災害発生等緊急時に必要な措置に対する準備を行い、監督職員にその内容を提出すること。
- (2) 気象情報として各種注意報が発令された場合、巡視等により災害を未然に防ぐための点検を実施すること。
- (3) 浸水等の発生が予想される工事現場では、気象情報として各種警報が発令された場合、災害発生の有無を速やかに監督職員に報告すること。
- (4) 市原市において震度4以上の地震が発生した場合、災害発生の有無を監督職員に報告すること。

(爆発及び火災の防止)

第133条 受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。

- (1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。
 - (2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のため立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。
- 2 受注者は、火気の使用（溶接機を含む）については、以下の各号の規定による。
- (1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所、日時及び消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼してはならない。

(後片付け)

第134条 受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然と

した状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

（事故報告書）

第135条 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事務報告書を提出しなければならない。

（環境対策）

第136条 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応に当たり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

3 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。

4 受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができる。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は、現場での使用が確認できるように撮影した建設機械の全景、型式、及び確認マーク等の写真を、監督職員に提出しなければならない。

5 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達）」によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。

6 受注者は、不正軽油撲滅に向けて次の各号に取り組まなければならない。

(1) 工事で使用する軽油については、JIS 規格軽油を使用すること。

(2) 受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督職員の指示により協力しなければならない。

(文化財の保護)

第137条 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。

2 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

(交通安全管理)

第138条 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。

2 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

3 受注者は、工事車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。

4 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送を伴う工事は、事前に関係機関と協議の上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、書面で監督職員に提出しなければならない。受注者は、ディーゼルダンプトラックを使用する場合、環境への負荷の低減を図るため「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」を遵守すること。

5 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

6 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を供用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

7 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、

交通管理者協議で許可された常設作業帯を除き一般の交通に使用される路面から全ての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

- 8 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。
- 9 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、「車両制限令」第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、「道路法」第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、「道路交通法施行令」第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときには、「道路交通法」第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

- 10 ダンプトラックの過積載による違法運行の防止等については、以下の各号のとおりとする。
- (1) 受注者は、さし枠を装着し、あるいは物品積載装置を不正に改造して過積載による違法運行を行う車両を、工事現場に立ち入らせないようにするものとする。
- (2) 受注者は、ダンプトラックを使用する工事施工に当たっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体への加入者の使用を促進するよう配慮するものとする。
- (3) 受注者は、下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

表 1 - 1 一般的制限値

車両の緒元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m(ただし、指定道路については、4.1m)
重量 総重量	20.0t(ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0t)
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m 未満の場合は 18t (隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m 以上で、かつ当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5t 以下の場合は 19t)
輪荷重	1.8m 以上の場合は 20t
最小回転半径	5.0t
	12.0m

(施設管理)

- 第139条 受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行に当たり不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できるものとする。

(諸法令等の遵守)

第140条 受注者は、当該工事に関する諸法令、規格及び基準等（以下「諸法令等」という。）を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な規格及び基準等は以下に示す通りで、最新版を適用する。

- (1) 日本産業規格（JIS）
- (2) 日本下水道協会規格（JSWAS）
- (3) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (4) 日本電機工業会規格（JEM）
- (5) 日本電線工業会規格（JCS）
- (6) 日本照明器具工業会規格（JIL）
- (7) 日本蓄電池工業規格（SBA）
- (8) 日本電力ケーブル付属品工業会規格（JCAA）
- (9) 日本内燃力発電設備協会規格（NEGA）
- (10) 日本計量機器工業連合会規格（JMIF）
- (11) 電気設備に関する技術基準を定める省令、解釈
- (12) 下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人 日本下水道協会）
- (13) 建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人 建築研究所）
- (14) 官庁施設の総合耐震計画規準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- (15) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル
(地方共同法人 日本下水道事業団)
- (16) 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（一般社団法人 河川ポンプ施設技術協会）
- (17) 塩害対策指針（案）（地方共同法人 日本下水道事業団）
- (18) 高圧受電設備指針（一般社団法人 日本電気協会）
- (19) 工場電気設備防爆指針（独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所）
- (20) 内線規程、電力会社供給約款
- (21) 高調波抑制対策技術指針（一般社団法人 日本電気協会）
- (22) その他関係規格、基準等

2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(官公庁等への手続き等)

第141条 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2 受注者は、工事施工に当たり、受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これによる

ことが困難な場合は、監督職員の指示を受けなければならない。

- 3 受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に報告しなければならない。
- 4 受注者は、諸手続きに係る許可、承諾等を得た時は、その書面の写しを監督職員に提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
- 5 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。
- 6 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 7 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- 8 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意を持って対応しなければならない。
- 9 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

（施工時期及び施工時間の変更）

- 第142条 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
- 2 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うに当たっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。
 - 3 施工計画書において土曜日を作業日としている場合は、当該作業日について、前項の規定は適用しない。ただし、夜間についてはこの限りでない。

（現地調査）

- 第143条 受注者は、工事着手後直ちに現地の状況、関連工事その他についての綿密な調査、測量等を実施し、十分状況等を把握しなければならない。

（提出書類）

- 第144条 受注者は、提出書類を別に定める「下水道用機械・電気設備工事提出書類様式集」及び「提出書類一覧表」（別表－1）に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。
- 2 契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係る請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその

他現場説明の際指定した書類をいう。

- 3 受注者の提出書類等の取扱いは各種提出書類の様式を定める法規、法令、規則、規程、要綱、要領等の他「市原市建設工事関連書類の取扱ガイドライン」に準ずることとする。書類事務に情報通信技術（ICT）の利用を希望する場合は、「市原市建設工事電子メール活用実施要領」や「市原市建設工事情報共有システム試行要領」に基づき監督員と協議すること。

（創意工夫）

第145条 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、完成届の提出時まで市に定める様式により、監督職員に提出することができる。

（不可抗力による損害）

第146条 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに被害の詳細な状況を、監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。

- 2 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

- (2) 降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合とする。

- ①24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上

- ②1時間雨量（任意の連続60分における雨量をいう。）が20mm以上

- ③連続雨量（任意の連続72時間における雨量をいう。）が150mm以上

- ④その他設計図書で定めた基準

- (3) 強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合

- (4) 河川沿いの施設にあっては、河川のはん濫注意水位以上又はそれに準ずる出水により発生した場合

- (5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

- 3 契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

（特許権等）

第147条 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有す

る第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。

- 2 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。
- 3 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が「著作権法」第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

（保険の付保及び事故の補償）

第148条 受注者は、「雇用保険法」、「労働者災害補償保険法」、「健康保険法」及び「厚生年金法」の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

- 2 受注者は、工事の施工にあたり、社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインを遵守し、全ての下請負人（二次下請負人等を含む。）に対し、社会保険の加入状況を把握、周知啓発及び加入指導を行うこと。

- 3 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

- 4 受注者は、建設業退職金共済機構の掛金収納書を添付した「建設業退職金共済証紙（退職金ポイント）購入状況報告書」（以下「報告書」という。）を工事契約締結後1か月以内（電子申請方式の場合は、工事契約締結後40日以内）に提出すること。

報告書を期限内に提出できない旨の申し出があった場合は、その理由及び共済証紙（退職金ポイント）の購入予定時期等を記載した「建設業退職金共済証紙（退職金ポイント）購入遅延報告書」を提出すること。

なお、証紙（退職金ポイント）の購入状況を把握するため必要があると認められたときは、関係資料を提出すること。

（工事用電力及び用水）

第149条 受注者は、工事及び検査に必要な電力、用水及びこれに要する仮設材料については、設計図書の定め又は監督職員の指示がある場合を除き、受注者の責任において処理しなければならない。

- 2 受注者は、仮設物については、設計図書の定め又は監督職員の指示がある場合を除き、工事完了後、仮設物を完全に撤去し、原形に復旧しなければならない。

（受注者の費用負担）

第150条 受注者は、設計図書に示されていないものであって工事施工上、また工事目的物の維持上欠くことのできない軽易な工事については監督職員と協議し、施工しなければなら

ない。

（工事施工中の疑義）

第151条 受注者は、設計図書に記載していない事項並びに工事施工中に疑義を生じたときは遅滞なく監督職員と協議しなければならない。

（他の仕様書等の適用）

第152条 この一般仕様書に明示がない事項については、以下の仕様書等の最新版を適用する。

- (1) 機械設備工事一般仕様書（地方共同法人 日本下水道事業団）
- (2) 電気設備工事一般仕様書（地方共同法人 日本下水道事業団）
- (3) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (4) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (5) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (6) 土木工事共通仕様書（千葉県）
- (7) 下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人 日本下水道協会）
- (8) 建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人 建築研究所）

（耐震対策）

第153条 受注者は、設置する機器及び配管類に、必要な地震対策を講じなければならない。

2 受注者は、耐震基準及びその出典、本工事における対策の内容及び耐震計算等について記載した書面を、機器設計製作図書及び施工図書に含めて提出しなければならない。

（臨機の措置）

第154条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。

2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

（公共工事等における新技術活用の促進）

第155条 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を活用することにより、使用する

事が有用と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。

(火災保険等)

第156条 受注者は、工事目的物及び工事材料等を火災保険、組立保険その他の保険に付さなければならない。

(市内企業の活用等)

第157条 受注者は、下請業者を使用する場合は、市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

2 受注者は、工事材料及び工事に伴う物品、役務の調達に当たっては、市内に本社を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(ワンデーレスポンス)

第158条 原則として一般仕様書を適用する全ての工事において、ワンデーレスポンス施行工事とする。

2 「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「受付した翌開庁日の17時まで」に回答するよう対応することとする。ただし、受付した翌開庁日の17時までに回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「翌開庁日の17時まで」にすることとする。

第2章 製作・施工

第1節 機械設備工事

(使用条件等)

第201条 屋内及び管廊内配管で、井水、上水及び処理水配管等の防露を目的として被覆する場合は、機械設備工事一般仕様書（地方共同法人 日本下水道事業団）の「寒冷地用」に準じるものとする。

2 機器の選定に当たり、気温その他の使用条件については、設計図書に定めるもののほか、現場条件を考慮して運転に支障がないものとする。

(塗 装)

第202条 塗装の種類、仕上り色、配管色別、流れの方向表示、管名称記入等は原則として表－1によるが、既設の取り合いのある箇所等については、監督職員と十分協議の上行うものとする。なお、塩ビ及びステンレス製品については、塗装しないことを原則とするが、監督職員が指示する箇所については、表－1の着色を行うこと。

表－1 塗装基準

設備名称	機 器 名 称	マンセル記号・色名
一般機器	電動機、エンジン、減速機、歩廊踊場、手摺等	屋外（青磁色） 7.5GY6/2 屋内（薄緑色） 10GY8/4 ※熱を伴うものは耐熱塗料を使用する。
沈砂池設備	除塵機、コンベヤ、スキップホイスト等	
ポンプ設備	各種ポンプ、タンク類、弁、ストレーナ等	
沈殿池・反応槽設備	掻き機、駆動装置、送風機、フィルター、滅菌室関係、弁類等	
汚泥濃縮設備	濃縮槽、貯留槽設備の水上部、ボイラー、ブロワ、コンプレッサー、熱交換器、室内炉等	
汚泥脱水焼却設備	各種脱水機、ミキサー、真空ポンプ、空気圧縮機、ケーキ貯留槽、灰ホッパー、焼却炉、焼却炉付属機器	
タンクタワー設備	空気槽、凝集混和槽、高分子凝集槽、給水・上水・雑用水等水槽、屋内・屋外燃料槽、燃料小出槽、薬注タンク等	同 上
各種配管設備 （該当するものに適用する）	ポンプ吐出管、吸込管、配管サポート、配管ブラケット等	
	生汚泥、余剰汚泥、返送汚泥、濃縮汚泥、脱水ケーキ	
	消化汚泥	
	脱離液管	
	上水	
	処理水	

設備名称	機 器 名 称	マンセル記号・色名
各種配管設備 (該当するものに適用する)	排水、オーバーフロー	5PB2/6 (暗青)
	エンジン排気管、炭酸ガス、石灰輸送、ガスホルダ、脱硫器、煙突	(銀色)
	薬品溶液	2.5G3/4 (緑)
	蒸気	5R3/10 (暗赤)
	空気、エンジン起動空気、ポンプ呼水	N9.5 (白)
	ガス、都市ガス、プロパンガス、消化槽発生ガス	2.5Y8/12 (黄色)
	潤滑油、油圧管	2.5YR5/12 (晴橙)
	重油、燃料油配管、消火栓用配管	5R4/14 (赤)
	次亜塩素酸ソーダ	2.5Y8/14 (黄色)
文字及び矢印	文字及び矢印	N1 (黒) or N9.5 (白)
その他	以上の他、特に指示のない機器	屋外 (青磁色) 7.5GY6/2 屋内 (薄緑色) 10GY8/4

(他の仕様書等の適用)

第203条 これに明示のないものは、機械設備工事一般仕様書（地方共同法人 日本下水道事業団）による。

第2節 電気設備工事

(盤製作共通事項)

第204条 原則として警報、故障表示は個別の表示を行い、無電圧の故障接点を外部端子台まで個別に出し、重故障は個別、軽故障は各負荷毎にまとめて中央又は遠方に表示できるものとする。故障復帰は、現場盤にて復帰終了後、中央又は遠方での状態表示を復帰できるものとする。

- 2 機械故障は、原則として自己保持回路を設ける。ただし、緊急時に遠方からの再始動が必要な設備（流入ゲート、主ポンプ吐出弁等）の過トルク故障は除く。
- 3 電気故障や水位異常は、原則として自己保持回路を設けない。ただし、重故障は除く。
- 4 盤の正面右肩又は盤名称の中に下記の盤記号を表記するものとする。盤記号リストは表-2とする。
- 5 屋外用配電盤、操作盤類の窓枠は、長期間の使用に劣化の少ないアルミニウム合金製とする。また、ガラス板は強化ガラスとし、ネオプレンゴム等で十分な止水対策を行うものとする。
- 6 盤の鍵仕様は表-3とする。

(補足施工基準)

第205条 ケーブル配線については、下記により施工すること。

- (1) ケーブル布設後、端子近くの見やすい場所及びマンホール内、主要分岐箇所（ラック、ダクト、ピット）等に行先表示をすること。なお、記入項目は、起点・着点、ケーブル番号、ケーブルサイズ、電線種類、芯数、施工年度とする。

- (2) ケーブル番号は、下記により施工する。

M〇〇-〇〇-S〇〇 〇は原則として数字

1 2 3

1：起点の盤番号又は機械名称

2：メーカーが適時決定して良い番号

3：着点の盤番号又は機械名称

なお、多心ケーブルについては、番号は1つである。

芯線については、盤又は機器の端子台番号を識別できるように取り付ける。ただし、製造者が既存の番号を決める方式がある場合には、この限りではない。

- (3) ケーブルの配線表は、起点、終点、ケーブル番号、ケーブルサイズ、種類、芯数、端子台番号用途等を明記する。

- 2 電線管については、下記により施工すること。

- (1) 布設に当たっては、保守点検及び通行等に支障がないようにすること。

- (2) 厚鋼電線管は、原則として内外面共に溶融亜鉛めっき製とする。

（盤据付方向）

第206条 屋外に設置する窓付きの盤は、原則として南向きを避けること。ただし、操作性や動線等を考慮して南向きとすべき場合は、監督職員の承諾を得て南向きとすることができる。

（他の仕様書等の適用）

第207条 これに明示のないものは、電気設備工事一般仕様書（地方共同法人 日本下水道事業団）による。

表-2-1

盤 記 号

番 号	盤 名 称	記 号
1	受電盤、引込盤、変圧器盤、母線連絡盤等	M-
2	動力、照明主幹盤	F-
3	直流電源盤、インバーター盤、UPS 盤	DC-
4	コントロールセンタ	CC-
5	補助継電器盤	Ry-
6	// (中央、TM/TC)	# Ry-
7	// (遠制、TM/TC)	RR-
8	中継端子盤	R-
9	// (中央)	RK-
10	計装盤、変換器盤	E-
11	// (中央)	EK-
12	現場操作盤、現場動力盤	S-
13	自家発電盤、補機盤	G-
14	中央監視盤、操作盤	K-
15	中央処理装置盤	CPU-
16	入出力装置盤	I/O-
17	信号伝送装置盤	RS-
18	中央電源盤	LK-
19	ITV 制御盤	ITK-
20	遠方監視制御装置盤 (中央は奇数, 現場は偶数)	TM/TC-
21	接地端子箱	EB-
22	建築付帯、動力盤	P-
23	// 電灯分電盤、安定器盤	L-
24	// 主幹盤	F1-
25	コントローラ盤、シーケンサー盤	Q-
26	ファイルサーバー盤	FS-

表-2-2

現 場 操 作 盤 記 号

番 号	設 備 名 称	記 号
1	沈砂池設備	S- 1～ 49
2	汚水ポンプ設備	S- 50～ 99
3	最初沈殿池設備	S-100～149
4	反応タンク設備（高度処理設備含む）	S-150～199
5	最終沈殿池設備	S-200～249
6	塩素滅菌設備	S-250～299
7	汚泥処理設備	S-300～399
8	処理水再利用設備	S-400～449
9	脱臭設備	S-450～499
10	電気設備補機（自家発等）	S-500～599
11	その他（管廊内設備）	S-600～
12	雨水ポンプ設備（松ヶ島ポンプ場内）	S-611～620
13	雨水ポンプ共通設備（松ヶ島ポンプ場内）	S-621～
14	汚泥焼却設備	S-700～
15	用水設備	S-800～

表-3

盤 鍵 仕 様

	特高・高圧盤 自家発電盤 動力・照明主幹盤 直流電源盤・UPS VVVF 盤 ()内は段積の場合	中央監視盤 操作盤 計装盤	補助継電器盤 変換器盤 SQC 盤 中央処理装置盤	コントロ ール センタ	現場操作盤 (自立、スタンド、 壁掛型)
扉把手 (屋内)	タキゲン A-140-1 (A-140-3)	タキゲン A-151 鍵なし	タキゲン A-140-1 鍵なし	—	タキゲン A-140-1 又は A-140-3 鍵なし
扉把手 (屋外)	鍵付	—	—		タキゲン A-140-1 又は A-140-3 鍵付

※鍵Noはタキゲン 200 番に統一すること。

別表－1 提出書類一覧表

区分	番号	名 称	提 出 期 限	摘 要	様 式	打合簿 添付	付 帯
契約時	1	建設リサイクル法第12条第1項に基づく書面	契約時 (建設リサイクル法対象の場合)	建り法第12条	○ (建り法様式)	－	
	2	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に基づく書面	// (契約書と一緒に袋とじ)	建り法第13条	○ (建り法様式)	－	
	3	中間前金払と部分払の選択について	// (5,000万円以上の場合)	契約書第35条	○	－	
	4	誓約書 (元請提出用)	//	暴排第11条	○ (暴排4号様式)	－	
	5	現場代理人及び主任技術者等届	// (競争入札の場合)	契約書第10条	○ (執規5号様式)	－	
	6	経歴書		執規第7条	－	－	
工事着手時	7	着工届	着工後7日以内	執規第6条	○ (執規4号様式)	－	
	8	工程表	//	//	○ (執規3号様式)	－	
	9	現場代理人及び主任技術者等届	// (随意契約の場合)	契約書第10条	○ (執規5号様式)	－	
	10	経歴書		執規第7条	－	－	
	11	CORINS登録 (受注時登録データ)	契約後10日以内	仕様書108条	－	－	
工事中	12	工事打合簿	その都度	監規第12条	○ (監規3号様式)	－	
	13	打合せ議事録	//	仕様書144条	－	○	
	14	工事履行報告	翌月の5日まで ※同時に提出	監規第12条	○ (監規4号様式)	－	△
	15	機器製作進捗月報		仕様書130条	○		
	16	工事進捗月報		//	○		
	17	事前協議チェックシート	工事着手時	電納	○ (電納)	○	
	18	実工程表	契約後30日以内	仕様書104条	○	○	△
	19	主要機器材料製作者通知書	契約後30日以内 ※同時に提出	仕様書144条	○	○	×
	20	職務分担及び緊急連絡届		//	○		
	21	機器製作計画書	契約後60日以内	仕様書105条	○	○	△
	22	機器設計製作図書の承諾申請書	その都度 ※同時に提出	仕様書107条	○	○	△
	23	仕様変更願		//	○		
	24	製品 (工場) 検査執行について	検査予定日14日前	仕様書123条	○	○	△
	25	施工計画書	現場着手30日前 ※同時に提出	仕様書106条	○	○	△
	26	官公庁申請書類一覧表		仕様書141条	○		
	27	再資源利用計画書、再資源利用促進計画書		仕様書122条	○ (建り法様式)		
	28	建設副産物処理承認申請書	建設副産物等処理前	特記仕様書	○	○	
	29	施工図書の承諾申請書	その都度	仕様書107条	○	○	
	30	下請業者選定通知書	下請契約締結後2週間 以内	要綱第13条	○ (要綱6号様式)	－	

工 事 中	31	下請業者変更・追加通知書	変更又は追加後2週間以内	//	○（要綱7号様式）	—	
	32	施工体制台帳	下請業者選定 （変更・追加） 通知書に添付 ※同時に提出	要綱第11条	○（要綱1号様式）	—	
	33	施工体系図			○（要綱2号様式）		
	34	再下請負通知書			○（要綱3号様式）		
	35	通知書（作成建設業者 作成）			○（要綱4号様式）		
	36	通知書（再下請負通知人 作成）			○（要綱5号様式）		
	37	誓約書（下請提出用）		暴排第11条	○（暴排5号様式）		
	38	工事週報（3週工程）	毎週末	仕様書104条	○	—	×
	39	納入仕様書	その都度	仕様書144条	○	○	
	40	材料確認願	//	監規第10条	○（監規2号様式）	—	
	41	機器・材料保管届	//	仕様書144条	○	○	
	42	工場試験成績書	//	仕様書123条	○	○	
	43	建設副産物処理調書	//	特記仕様書	—	○	
	44	再資源利用実施書、再資源利用促進実施書	その都度 ※同時に提出	仕様書122条	○	○	
	45	建設副産物情報交換システム工事登録証明書		特記仕様書	—		
	46	再資源化等報告書	その都度	建り法第18条	○（建り法様式）	○	
	47	総合試運転実施要領書	実施日25日前	仕様書144条	—	○	×
	48	総合試運転報告書	その都度	//	—	○	×
	49	CORINS登録（内容変更時データ）	変更後10日以内	仕様書108条	—	—	
完 成 検 査 後	50	完成届	工事完成日	契約書第32条	○（執規15号様式）	—	
	51	工事記録写真帳	//	別表-2参照	—	—	
	52	工事完成図書	//	//	—	—	
	53	電子媒体納品書	// （電子納品対象工事）	電納	○（電納様式-1）	—	
	54	電子成果品			—	—	
	55	工事目的物引渡書	完成検査確認後	契約書第32条	○（執規16号様式）	—	
	56	CORINS登録（工事完了時データ）	竣工後10日以内	仕様書108条	—	—	
	57	完成払請求書	工事目的物引渡後	契約書第33条	○（執規13号様式）	—	
そ の 他	58	建設業退職金共済証紙（退職金ポイント） 購入状況報告書	契約後1ヵ月以内	仕様書147条	○	—	
	59	建設業退職金共済証紙（退職金ポイント） 購入遅延報告書	//	//	○	—	
	60	建設業退職金共済証紙（退職金ポイント） 追加購入状況報告書	工事完成日まで	//	○	—	
	61	火災保険等の証書の写し	工事着手10日前	契約書第60条	—	○	
	62	発生材等明細書	その都度	監規第14条	○（監規5号様式）	○	
	63	工事出来形検査願	検査予定日14日前	執規第11条	○（執規9号様式）	—	

その他	64	工期延長願	原則完成期限30日前	契約書第22条	○（執規14号様式）	—	
	65	事故速報	その都度	事故第4	○（事故様式-1）	○	
	66	事故報告書	//	//	○（事故様式-2）	○	
	67	前払金申請書	//	契約書第35条	○（執規7号様式）	—	
	68	前払金請求書	//	//	○（執規8号様式）	—	
	69	部分払申請書	//	契約書第38条	○（執規11号様式）	—	
	70	部分払請求書	//	//	○（執規12号様式）	—	
	71	中間前払金認定請求書	その都度 ※同時に提出	契約書第35条	○（執規8号様式の2）	—	
	72	工事履行報告書		執規第10条	○（執規8号様式の3）	—	
	73	中間前払金請求書	その都度	契約書第35条	○（執規8号様式の5）	—	
	74	現場代理人兼務届	//	常駐緩和第3条	○（常駐緩和1号様式）	—	
	75	現場代理人兼務解除届	//	//	○（常駐緩和2号様式）	—	
	76	現場代理人及び主任技術者等変更届	//	契約書第10条	—	—	
	77	創意工夫・社会性等に関する実施状況	//	評定第6条	○（評定別紙-9①様式）	○	
備考 ・様式欄の○印は、提出書類様式集に含まれることを示す。 ・付帯欄の×印は、付帯工事には不要となることを示し、 △印は、監督職員と協議して要・不要を決定することを示す。 ・打合簿添付欄の○印は、工事打合簿を添付し提出							
契約書：建設工事請負契約書 仕様書：下水道用機械・電気一般仕様書 執 規：市原市工事執行規則 要 綱：市原市建設工事適正化指導要綱 監 規：市原市建設工事監督職員の執務に関する規程 建り法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 常駐緩和：現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領 暴 排：市原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱 電 納：市原市電子納品に関する手引き〔営繕工事編〕 事 故：市原市工事等事故報告マニュアル 評 定：工事成績評定等実施要領							

別表－２ 工事完成図書類内訳表

番号	図 書 名 称	形 状 ・ 材 質	部数
1	工事記録写真帳	市販アルバム(A4版) ※1	1
2	写真データ	電子媒体(CD-R等) ※1	1
3	工事完成図書 ・承諾図 (機器、材料、施工図等) ・各種計算書(能力、容量、耐震等) ・主要機器材料製作者通知書 ・シーケンス図 ・検査試験成績書 ・保証書 ・試運転報告書 ・アフターサービス組織表 ・官公庁等提出書類 ・取扱説明書 (運転操作要領含む) ・付属品等一覧表	A4版黒表紙金文字製本とし、項目、厚さに応じて適当に分冊すること 電気設備工事のみ 申請書、許可書等の写し	3
4	縮小版完成図 ・承諾図 (機器、材料、施工図等)	A4版見開き簡易製本	2
5	完成図データ	電子媒体(CD-R等) ※1、※2	1
6	設備台帳 (設備台帳目次、設備台帳、修繕履歴書)	電子媒体(CD-R等) ※4	1
7	修繕計画表(定期点検を要するもの)	電子媒体(CD-R等) ※4	1
8	再生資源利用計画書(実施書)及び再生資源利用促進計画書(実施書)	任意	1
9	官公庁等提出書類 (副本)	申請書、許可書等の原本	1

※1. 工事記録写真帳及び完成図については、監督職員との協議により電子媒体による納品とすることができる。

※2. ファイル形式はpdf、dwg、jww等とする。

※3. 付帯工事については、本体工事図書内へ見出しを付け綴じ込む。

※4. 様式データは市より支給する。

※5. 部数は、設計図書に別に明示がある場合は、それに従うものとする。